

第4号議案 神戸国際港都建設計画特別用途地区の変更について
(大規模集客施設制限地区)

計 画 書

神戸国際港都建設計画特別用途地区の変更(神戸市決定)

都市計画特別用途地区(大規模集客施設制限地区)を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
大規模集客施設制限地区	約 1,081 ha	制限の内容は、「神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例」による。

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

特別用途地区は、用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別な目的の実現を図るため当該用途地域の指定を補完して定める地域地区の一つである。

神戸市では、港湾法により用途規制されている臨港地区等を除く準工業地域を、まちづくりの観点から大規模集客施設の立地を適正に誘導するため、特別用途地区として大規模集客施設制限地区に指定している。

このたび、北神戸第三地区の一部において、用途地域を第二種住居地域から準工業地域に変更することにあわせて、大規模集客施設制限地区を追加するものである。

(参考) 特別用途地区(大規模集客施設制限地区)の変更の概要

面積の変更

変 更 前	変 更 後	増 減
約 1,074 ha	約 1,081 ha	約 7 ha